

(森の里グループホーム たちばな) 運営規程

第1条 医療法人社団直心会が開設する森の里グループホーム たちばな（以下「本事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 5 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 6 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 7 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 森の里グループホーム たちばな
- ② 所在地 福岡県八女市立花町白木 610-1

(共同生活住居の戸数及び利用定員)

第5条 本事業所の共同生活住居の戸数（ユニット数）及び利用定員は次のとおりとする。

- ① 戸数（ユニット数） 2戸（2ユニット）
- ② 利用定員 各ユニット 9名

(職員の員数及び職務内容)

第6条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務、兼務職＝管理者）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

- ② 計画作成担当者 2名（常勤兼務、兼務職＝介護職）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

- ③ 介護職員 13名以上

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

（介護の内容）

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴の介助（必要に応じて介助浴・清拭等行う。）
- ② 排泄の介助
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助
- ⑤ その他日常生活上の世話、日常生活動作の介助

（介護等）

第8条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせないものとする。
- 3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

（社会生活上の便宜の提供等）

第9条 本事業所は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。

- 2 本事業所は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 本事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

（短期利用共同生活介護）

第10条 本事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(利用料等)

第11条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領分であるときは介護報酬告示上の額の厚生労働省が基準とする割合とし、法定代理受領分以外の場合には介護報酬の告示上の額とする。ただし、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

<キウイ通り>

- | | |
|---------|--|
| ① 家賃 | 45,000円/月×4室
(なのはな、ききょう、かすみそう、ゆり)
35,000円/月×5室
(なでしこ、すみれ、こすもす、あやめ、すずらん) |
| ② 食材料費 | 1,200円/日 |
| ③ 水道光熱費 | 15,000円/月 |

<オレンジ通り>

- | | |
|---------|--|
| ① 家賃 | 45,000円/月×2室
(もも、うめ)
35,000円/月×7室
(ふじ、ぼたん、からたち、くちなし、こぶし、さくら、ばら) |
| ④ 食材料費 | 1,200円/日 |
| ⑤ 水道光熱費 | 15,000円/月 |

<短期利用共同生活介護>

- | | |
|---------|----------|
| ① 居室料金 | 1,500円/日 |
| ② 食材料費 | 1,200円/日 |
| ③ 水道光熱費 | 500円/日 |

2 上記費用①②③については社会情勢によって通知のうえ変更することがある。

3 入居時に「入居一時金」として、100,000円を徴収する。

短期利用共同生活介護は、入居一時金は徴収しない。

※「入居一時金」について

未納分の補填、退居時の修繕に充当する。

- 4 月の中途における入居の家賃・光熱費・食材料費については、当該月の入居日数に応じて日割り計算とする。
- 5 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、郵便局口座振込によって指定期日までに受けるものとする。ただし、特段の事情により、口座振込が困難と認められる場合に限っては、現金で受領するものとする。
- 6 前項の規定に関わらず、生活保護受給者の家賃については、地方自治体の基準を上限とする。但し、居室の指定はできない。また、入居一時金は分割納入を可能とする。
非課税世帯は生活保護受給者の規定に準ずる。(非課税世帯である証明ができる書類の提出が必要)

(内容の説明及び手続きの説明及び契約の締結等)

- 第12条 本事業所は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。
- 2 契約については更新制とし介護保険認定更新月に見直し行う。

(入居に当たっての留意事項)

- 第13条 利用者が指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際に、留意する事項は次のとおりとする。なお、本項については、サービス提供時に利用者に通知するものとする。
- ① 面会時間は午前10時から午後9時までし、面会者は必ず職員に届け出るものとする。
 - ② 外出、外泊の際には、事前に届け出るものとする。
 - ③ 当施設の設備、備品は本来の用法に従って大切に使用するよう努める。
 - ④ 金銭の管理は原則として行わないが、日常生活に必要と思われる少額の金銭の保管管理については、必要に応じて相談があれば対処する。
 - ⑤ 騒音の発生、放歌高吟等他の利用者の迷惑になる行為は禁止する。
 - ⑥ ペットの持ち込みは禁止する。
 - ⑦ 本事業所での宗教活動は禁止する。
 - ⑧ 喫煙は所定の場所に限って認める。
 - ⑨ 火気の取り扱いとは原則禁止する。

(入退居)

- 第14条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症である者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。
- 2 本事業所は、入居申し込み者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知の状態にある者であることの確認をするものとする。
- 3 本事業所は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居者申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予

防認知症対応型共同生活介護事業者、介護保健施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

- 4 本事業所は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めるものとする。
- 5 本事業所は、利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえたうえで、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うものとする。
- 6 本事業所は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 7 本事業所は、地域密着型サービス事業所であり、原則として、当該市町村の住民（被保険者）のみが当事業所のサービスを受けるものとする。
- 8 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

（入退居の記録）

- 第15条 本事業所は、利用者の入居に際しては、入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては、退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載するものとする。

（受給資格等の確認）

- 第16条 本事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめる。
- 2 本事業所は、利用者が提示する被保険者証に、要介護等の認定又は指定居宅サービス提供に係る認定審査会の意見の記載がある場合には、その趣旨及び内容に沿って指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行う。

（要介護認定申請に係る援助）

- 第17条 本事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に際し、要介護認定を受けていない利用者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう利用者を援助する。
- 2 本事業所は、指定居宅サービス計画が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

（認知対応型共同生活介護計画の作成）

- 第18条 本事業所の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、他の介護従業者

と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するものとする。

- 3 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容について説明するものとする。
- 4 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、通所介護等の活用その他の多様な活動の確保に努める。
- 5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。
- 6 第2項から第4項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

(定員の遵守)

第19条 本事業所は、入居定員及び居室の定員を越えて入居させない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(協力医療機関)

第20条 本事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関及び協力歯科医療機関を次のとおり定める。

- 1 協力医療機関
 - ① 医療機関名 公立八女総合病院
 - ② 所在地 〒834-0034 福岡県八女市高塚540-2
- 2 協力医療機関
 - ① 医療機関名 姫野病院
 - ② 所在地 〒834-0115 福岡県八女郡広川町新代2316
- 3 協力医療機関
 - ① 医療機関名 こころとからだつむぐクリニック
 - ② 所在地 〒834-0063 福岡県八女市本村443-5
- 4 協力歯科医療機関
 - ① 医療機関名 おおくま歯科医院
 - ② 所在地 〒834-0085 福岡県八女市立花町北山1088-1

(衛生管理)

第21条 本事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

- 2 本事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応策)

第22条 本事業所の従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師やあらかじめ事業者が定めた協力医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第23条 本事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 本事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第24条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 2 防火管理者は、本事業所の管理者をもってあて、火元責任者には事業所の常勤専従の職員をもってあてる。
- 3 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- 4 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- 5 非常災害用の設備は、常に有効に保持するよう努める。
- 6 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年2回以上
 - ③ 非常災害用の設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時
- 7 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- 8 本事業所は前項に規定する訓練の実地にあたって地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(利用者に関する市町村への通知)

第25条 本事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 1 正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

- 第26条 本事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。
- 2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(秘密保持)

- 第27条 本事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。
- 2 本事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。
 - 3 本事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておく。

(調査への協力等)

- 第28条 本事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(会計の区分)

- 第29条 本事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業の会計と、その他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

- 第30条 本事業所は、設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 本事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(地域との連携)

- 第31条 概ね2ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し、サービスの活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言を聞く機会を設置します。

- 2 地域密着型サービスにおける運営やサービス提供の方針、日々の活動内容、利用者の状態などを中心に報告するとともに、会議の参加者から質問や意見を受けるなど、できる限り双方向的な会議となるよう運営することを目的とする。
- 3 運営推進会は、前項の目的を達成するために、次の各号の事業を行う。
 - ① 運営及びサービス内容の実態に関する事
 - ② 利用者が地域住民との連携を図るために、情報収集及び提供に関する事
 - ③ 構成委員相互の連絡推進に関する事
 - ④ 良質なサービス提供のための方策検討及び推進に関する事
 - ⑤ 苦情に対する対応の検討に関する事
 - ⑥ その他の目的を達成するために必要な取り組み

(虐待防止に関する事項)

第32条 本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号を掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 本事業所は、利用者に対する虐待を発見した場合には速やかにこれを市町村に通知するとともに、市町村が行う虐待に関する調査等に協力するよう努めることとする。

(身体拘束)

第33条 本事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第34条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他)

第35条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

2 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、(医療法人社団 直心会)と本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

4 本事業所は、この規程を基に重要事項説明書、利用約款を作成し、利用者に説明の上、同意を得るものとする。

付 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

平成17年8月1日	改正
平成18年2月1日	改正
平成18年4月1日	改正
平成18年10月1日	改正
平成19年4月1日	改正
平成22年2月1日	改正
平成22年4月1日	改正
平成26年2月1日	改正
平成27年4月1日	改正
平成27年8月1日	改正
令和02年7月1日	改正
令和3年11月1日	改正
令和4年1月1日	改正
令和4年9月1日	改正
令和4年10月1日	改正
令和5年3月1日	改正
令和5年4月1日	改正
令和6年4月1日	改正
令和6年9月1日	改正
令和7年4月1日	改正